

守口市ものづくり企業等経営持続助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、3密になりやすい作業スペース、倉庫等で事業に従事している市内の製造業者及び卸売業者に対して、事業所における新しい生活様式への対応や、営業に係るPCR検査及び抗原検査の実施等の感染予防及び感染拡大防止対策を支援し、持続可能な経営を推進することを目的とする守口市ものづくり企業等経営持続助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者である法人（ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第12項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。）及び個人事業主をいう。
- (2) 小規模事業所 おおむね常時使用する従業員の数が中小企業基本法第2条第5項に規定する人数以下の事業所をいう。
- (3) 市内事業者 守口市内に事業所を有している中小企業等をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる中小企業等（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 申請日時点において、営業の実態がある市内事業者であること。
- (2) 主たる事業として製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類一E製造業に分類される事業をいう。以下同じ。）又は卸売業（日本標準産業分類に規定する大分類I一卸売業、小売業のうち卸売業に分類される事業をいう。以下同じ。）を営んでいること。
- (3) 事業者による業種別ガイドラインの遵守徹底に資する事業を実施し、又は実施する予定であること。
- (4) 感染症拡大防止対策推進事業者として、事業者情報を市ホームページに掲載することに同意すること。
- (5) 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団

員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小規模事業所 1事業所当たり100,000円

(2) 前号以外の事業所 1事業所当たり200,000円

2 助成金の交付は、1事業所当たり1回に限る。

3 助成金は、予算の範囲内において交付対象者に交付する。

(助成金の申請期間)

第5条 助成金の申請期間は、令和3年12月1日から令和4年2月28日までの間とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする中小企業等(以下「申請者」という。)は、前条の期間内に、守口市ものづくり企業等経営持続助成金申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が法人であるときは、申請書に法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入しなければならない。

(1) 営業実態が確認できる書類

(2) 主たる事業として製造業又は卸売業を営んでいることが確認できる書類

(3) 代表者の本人確認書類

(4) 振込先が確認できる書類

(5) 第4条第1項第2号に掲げる事業所にあつては、事業所の従業員数が確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、助成金を申請者に支払うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金の交付が不相当と認めるときは、助成金の不交付決定を行い、守口市ものづくり企業

等経営持続助成金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の助成金の交付決定を行った中小企業等（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 申請の要件に該当しない事実が助成金の交付決定後に発覚したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付決定者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の交付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の交付に関する調査等を実施することとし、申請者及び交付決定者はその調査等に応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。